

§ 資格失効者 救済手続き 申請書について §

資格登録証記載の有効期限内に、何らかの理由により更新手続きをせず、資格が失効になった方で、有効期限を過ぎ、2021年1月10日を超えていない方が、救済措置を受ける為の手続きについてご案内します。

| | |
|-------|---|
| 対象者 | 資格登録証の有効期限が 2020.03.31 の方のみ対象 |
| 受付期間 | 2020.04.01 ~ 2021.01.10 |
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none">●失効した資格登録証の写し 1枚 (紛失者は、身分を証明できる顔写真つき公的書類の写し)●次頁記載済みの「資格失効者 救済手続き 申請書」 |
| 手続の順序 | <ol style="list-style-type: none">1. 申請書類を提出 提出は、追跡できる手段でご郵送ください。 郵送先： 〒101-0031 東京都千代田区東神田2-6-9 アルテビル東神田Ⅱ 4階 (一社)日本建築あと施工アンカー協会 資格認定事務局宛 封筒に「資格失効申請書類在中」と記載し 申請者(資格失効者)の氏名、住所を必ず記載して下さい。2. 申請書の到着の連絡を受ける。 申請書がJCAAに届きましたら、ご連絡をいたします。 必ず、次頁の申請書に、日中連絡が取れる連絡先番号を記載して下さい。3. 有効期限年の12月上旬に、更新講習特例者申込書を受取り4. 更新講習特例者申込書 及び 申請書類受領証の写し を郵送にて提出 (更新手数料は、通常料金に紙申込手数料として3000円が加算されます。) 更新手数料は、郵送物の案内を参照ください。 申込書には、払込票控えのコピー・顔写真の貼付が必要です。5. 更新講習 受講票を受取り6. 更新講習出席者に、有効期限が更新前の登録証の有効期限に 5年加算された資格登録証を交付します |

資格失効者 救済手続き 申請書

一般社団法人 日本建築あと施工アンカー協会 会長 殿

この申請書及び添付書類の内容が真実と相違する場合には今後資格取得権利を抹消されても異存ありません。

署名：



◆下記太枠内に必要事項をご記入ください。

| | | | |
|---------------------------|--|-----------------|------------------------------------|
| 資格登録番号 | | 資格種類 ○で囲む | 第2種施工士・特2種施工士 第1種施工士・技術管理士・主任技士 |
| 申請者氏名 | | 生年月日 西暦で記入 | 年 月 日 生まれ |
| 氏名フリガナ | | 携帯番号 (日中連絡先) | |
| 自宅住所 都道府県から ビル名部屋番号 | 〒 | | |
| 会社名 | | 会社電話 | |
| 社名フリガナ | | 支店/営業所名 | |
| 会社住所 都道府県から ビル名部屋番号 | 〒 | | |
| 郵送物送付先 | <input type="checkbox"/> 自宅へ送付 <input type="checkbox"/> 会社へ送付 <input type="checkbox"/> 別の住所へ送付 | | |
| 郵送物 送付先が 別の住所の場合 | 〒 | | |
| 資格失効となった理由： | | | |
| 資格登録証コピー貼付欄 | | 記入日 年 月 日 | |